

ジャカルタ日本人学校小学部特別支援学級（知的障害学級・自閉症・情緒障害学級）設置要項

令和5年12月18日

ジャカルタ日本人学校

校長 緒方克行

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この設置要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定並びに「ジャカルタ日本人学校学則」により編制するジャカルタ日本人学校小学部の特別支援学級について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 学級編制

（学級編制の時期）

第2条 特別支援学級は、原則として年度当初をもって編制するものとする。

2 前年度11月時点の在籍児童数・入級希望者数で、翌年度の学級数を定める。

（学級編制の対象）

第3条 特別支援学級の編制の対象とする児童の知的・情緒障害の程度については、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月30日付け3文科初第608号文部科学省初等中等教育局通知）の趣旨に従って、ジャカルタ日本人学校校長が判断するものとする。

（教育支援委員会の設置）

第4条 就学前並びに転入前の療育及び教育機関、地域における関係機関と必要に応じ学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び第12条並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条及び第9条第1項第5号に定める特別支援教育の対象となる児童の就学先決定時のみならず、その後の一貫した本校における支援についても助言・検討を行う観点から就学支援委員会を設置する。

（学級編制）

第5条 小学部に知的・情緒障害特別支援学級を各1学級設置する。

第6条 特別支援学級1学級の児童の数は、4名を原則とする。

2 学級を増設する場合は、維持会の決議にしたがい、追加の授業料を徴収する場合がある。

（諸表簿）

第7条 特別支援学級に係る諸表簿の取扱い等については、ジャカルタ日本人学校小学部の通常の学級の取扱いに準じて行うものとする。

（児童の学習の場）

第8条 特別支援学級の児童については、当該児童の属する学年の通常の学級等との交流及び共同学習の時間を適切に設けるものとする。

（担当教員）

第9条 特別支援学級には、学級に専任の教員（以下「特別支援学級担任教員」という。）を置く。特別支援学級担任教員が特別支援学級及び通常の学級において特別支援学級の児童に対して課する授業時数は、当該特別支援学級の児童の総授業時数の半数以上とする。

- 2 特別支援学級担任教員の選任については、特に特別支援教育に対し深い理解及び関心を持ち、信望の厚い教員を校長が任命する。
- 3 特別支援学級には、特別支援学級担任教員のほか、教科等を担当する教員を置くことができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第10条 特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第138条の規定により、特別支援学校小学部学習指導要領を参考として編成するものとする。

第11条 特別支援学級における教育課程の実施に関しては、原則として特別支援学級担任教員が教育課程の全般を担当するものとする。なお、障害種別や教科等により特に必要がある場合は、教育課程の一部を特別支援学級担任教員以外の教員が担当することができるものとする。

(学習成績の評価)

第12条 特別支援学級の児童に対する学習成績の評価については、本校特別支援学級の教育課程に即して行わなければならない。

(指導要録の様式等)

第13条 特別支援学級の児童に係る指導要録の様式、取扱い上の注意等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の趣旨に則って、ジャカルタ日本人学校校長が定めるものとする。

第4章 施設・設備等

(教室の位置及び名称)

第14条 特別支援学級の教室の位置は、特別支援学級の児童の特性に配慮して校舎1階又は当該特別支援学級の児童の特性に適合した、教育上適切な場所に設置し、名称を6組・7組とする。

(設備、備品等)

第15条 特別支援学級には、教育内容及び方法に即し、有効にして適切な設備、備品等を備えるよう努めなければならない。

第5章 設置

(整備計画)

第16条 本校教職員は、地域的特性、学校及び児童の実態等を勘案した特別支援学級整備に努め、その充実に努めるものとする。

(学級編制手続)

第17条 特別支援学級の編制に当たっては、特別支援学級編制計画書を校長が作成し、前年度の3月末日までに文部科学省総合教育政策局国際教育課へ提出しなければならない。ただし、知的・情緒障害特別支援学級に在籍する児童が、日本国内中学校へ就学する場合は、特別な事情がある場合を除き、書面を省略することができる。

2 前項の特別支援学級編制計画書提出以後において、その記載内容に異動を生じたときは、その都度速やかに理由を付して訂正しなければならない。

〔附 則〕

この特別支援学級設置要項は、令和5年12月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

<資料>

学校教育法

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月30日付け3文科初第608号文部科学省初等中等教育局通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)

(事後措置)

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
 - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項(第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。)、第五十一条、第五十二条(第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三、第七十二条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十三条、第七十四条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五(第七十九条の十二において準用する場合を含む。)及び第七十七条(第百七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm